

平成26年第2回区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、全て原案どおり可決・決定されました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

◆予算案2件

○平成26年度補正予算

- 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第2号)
- 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

◆条例案13件

○新設の条例

- 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例
- 新宿区立障害者生活支援センター条例

○一部改正の条例

- 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例
- 新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例

○一部改正の条例

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
- 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例

◆その他8件

- 新宿区災害情報システム第二次整備工事請負契約
- 中央線四ツ谷・信濃町間を交差する朝日橋補修・補強工事委託契約
- 新宿区内藤町自転車保管場所改修工事請負契約
- 新宿区役所本庁舎免震改修その他工事請負契約の変更について
- 調停の申立てについて
- 特別区道の路線の廃止及び認定について(2件)
- 特別区道の路線の廃止について

8月1日 中井駅自転車等駐輪場 開設

定期利用登録者を募集

山手通りの陸橋下(上落合2〜20先に開設します。

【利用時間】24時間

【収容台数】250台(第1種原動機付自転車(50cc以下)も利用可)

【定期利用料金】下表のとおり

【申込み】8月から利用希望の方は、所定の申請書等を、7月12日(土)までに高田馬場駅第一自転車等駐輪場(高田馬場4〜10〜2、新宿リサイクル活動センター)地下1階 ☎(5386)3310へお持ちください(午前5時〜翌日午前1時。土・日曜日も受け付け)。

郵送の場合は、7月9日(水)(消印有効)までに交通対策課自転車対策係(T160・8484歌舞伎町1〜4〜1、本庁舎7階)へ。

応募者多数の場合は7月15日(火)に抽選し、22日(火)以降に結果通知をお送りします。

申請書は高田馬場駅第一自転車等駐輪場で配布するほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

●時間利用もできます

【利用料金】最初の2時間は無料。以降24時間ごとに自転車は100円、原付は200円

【問合せ】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3896へ。

※身体障害者手帳をお持ちの方等は、利用料が免除になる場合があります。

※法人は利用できません。

＜定期利用料金＞

区分		一般	学生
自転車	1か月	1,800円	1,400円
	3か月	5,000円	4,000円
	6か月	10,000円	8,000円
第1種原動機付自転車(50cc以下)	1か月	3,000円	2,400円
	3か月	8,400円	6,600円
	6か月	16,800円	13,200円

25年度の公開請求の状況

実施機関	請求・申出件数	公開の可否決定件数					
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	未決定等
区 長	219件	57件	139件	2件	20件	0件	1件
教 育 委員会	10件	4件	5件	0件	1件	0件	0件
選挙管理委員会	4件	3件	0件	0件	1件	0件	0件
議 会	4件	1件	2件	0件	1件	0件	0件
合 計	237件	65件	146件	2件	23件	0件	1件

※請求・申出件数と決定件数には、24年度中の請求に対する決定件数(区長5件)を含みます。

情報公開制度 個人情報保護制度

平成25年度の運用状況をお知らせします

情報公開制度

個人情報保護制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様、不服申し立てをすることができます。

個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報をも、個人情報ファイルとして管理しています。

さらに、個人情報処理するため、区の機関以外の電子計算機に保存している個人情報も、同様に厳しく制限しています。

目的外利用・外部提供・電子計算機の結合

ある業務のために区が収集した個人情報、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。

実施機関が保有する個人情報、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限しています。

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。

【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。

2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の25年度(25年4月1日〜26年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

※実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています。

ル簿に登録しています。これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管し、どなたでも閲覧できます。

計算機との通信回線による結合を行うこと(電子計算機の結合)も、一定の場合を除いて禁止しています。

個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況(25年度末現在)

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区 長	1,612件	446件	337件
教 育 委員会	610件	48件	20件
選挙管理委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	1件	1件
議 会	22件	3件	10件
合 計	2,260件	505件	370件

25年度の目的外利用・外部提供・電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区 長	9件	24件	21件
教 育 委員会	0件	2件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
議 会	0件	1件	0件
合 計	11件	27件	23件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が属する実施機関に集計しています。

25年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	開示請求件数	開示の可否決定件数					
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	未決定等
区 長	107件	56件	25件	0件	26件	0件	0件
教育委員会	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	108件	57件	25件	0件	26件	0件	0件

※25年度は、自己情報の訂正請求、利用停止請求はありませんでした。